

<公園施設をご利用の皆様へ>

平成27年5月

## 公園使用料の還付について

日頃より、公園施設の健全な利用にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

この度、公園使用料の還付に関する規定について、次のとおり取り扱うことになりましたので、利用者の皆様にお知らせいたします。

### <使用料を還付できるケース>

- (1) 天候上の理由により、利用の全部もしくは一部が利用できなくなった場合で、やむを得ないと認められるとき
- (2) 使用開始日の14日前までに利用の全部中止を申し出たとき
- (3) 使用の14日前までに変更を申し出たとき
- (4) その他市長が特に必要と認める場合

※利用中止となった事由によっては還付できない場合があります。

※還付手続きは申請から2週間程度の期間が必要です。詳細については、個別にお問い合わせください。

事務担当 新居浜市建設部都市計画課 公園緑地係

TEL (0897) 65-1270

FAX (0897) 65-1276